

令和6年第1回

鳥取市選挙管理委員会議案

日 時 令和6年2月19日（月）午後1時30分

場 所 鳥取市役所本庁舎4階 委員会室

会 議 日 程

1 開 会

2 付議する議案

(鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙関係)

議案第 1 号 投票用紙及び投票用封筒の郵便等による発送開始日について

議案第 2 号 投票所入場券の様式について

議案第 3 号 ポスター掲示場の各投票区の設置数について

議案第 4 号 ポスター掲示場の設置場所について

議案第 5 号 投票所を設ける場所について

議案第 6 号 投票所を閉じる時間の繰り上げについて

議案第 7 号 期日前投票所を設ける場所について

議案第 8 号 期日前投票所を開ける時間の繰り下げ及び閉じる時間の繰り上げについて

議案第 9 号 不在者投票事務取扱場所について

議案第 10 号 氏名等の掲示の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

議案第 11 号 開票を行う場所及び日時について

議案第 12 号 開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時について

3 そ の 他

4 閉 会

議案第1号

投票用紙及び投票用封筒の郵便等による発送開始日について

令和6年3月24日執行予定の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の規定による投票の投票用紙及び投票用封筒の郵便等による発送開始日を公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第53条第1項及び第59条の4第4項の規定により次のとおり定める。

令和6年2月19日

鳥取市選挙管理委員会
委員長 森山 慎一

鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙
発送開始日 令和6年3月14日

提案理由

公職選挙法施行令第53条第1項及び第59条の4第4項の規定により、不在者投票用紙等の郵便等による発送開始日を定めるためである。

議案第2号

投票所入場券の様式について

令和6年3月24日執行予定の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における投票所入場券の様式を次のとおり定める。

令和6年2月19日

鳥取市選挙管理委員会
委員長 森山 慎一

投票所入場券の様式 別紙のとおり

提案理由

鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における投票所入場券の様式を定めるためである。

郵便はがき

鳥取県議会議員補欠選挙
投票所入場券



※ 2月29日時点で印刷しています。

内側が入場券になっています。

①②とも矢印方向にゆっくりにしてください。①

投票所入場券
鳥取県議会議員補欠選挙

交付	名簿判照	交付
----	------	----

(切りはなして各自お持ちください)

投票所入場券
鳥取県議会議員補欠選挙

交付	名簿判照	交付
----	------	----

(切りはなして各自お持ちください)

投票所入場券
鳥取県議会議員補欠選挙

交付	名簿判照	交付
----	------	----

(切りはなして各自お持ちください)

投票所入場券
鳥取県議会議員補欠選挙

交付	名簿判照	交付
----	------	----

投票所入場券について

- 1 入場券は選挙人ごとに「きりとり線」でそれぞれ切り離し、必ず本人が投票所へ持参してください。
ハガキ1通あたり4名分になっています。
- 2 裏面が期日前投票宣誓書になっています。
期日前投票をされる場合は、入場券裏面の期日前投票宣誓書に記入して持参してください。
※当日投票される方は記入不要です。
- 3 入場券を持参されない場合、身分証明書の提示を求められる場合があります。
- 4 入場券を不正に使用して投票し、または投票しようとした者は罰せられます。

投票所が変更になっているところがあります。

一部の投票所が変更になっています。
入場券に記載の投票所をご確認ください。

お知らせ

■鳥取県内の他市町村に転出されたとき

本市の選挙人名簿に登録がある方が、鳥取県内の他市町村に転出された場合は、次のいずれかの方法で投票ができます。

- 1 鳥取県内の市町村が発行する「引き継ぎ鳥取県内に住所を有する旨の証明書」を投票所に提出する。
- 2 投票所において「引き継ぎ鳥取県内に住所を有することの確認」を受け取る。

■その他

- 1 令和6年3月23日以前に県外へ転出された場合は投票できません。※期日前投票を行った後に転出された方の投票は有効です。
- 2 表面に記載している印刷時点の翌日以降に市内転居された場合でも、表面記載の投票所での投票になります。

■期日前投票について
投票日に仕事・旅行等のため、投票所へ行くことができない方は、次のとおり期日前投票ができます。

期日前投票所一覧	住所	期間・時間
鳥取市役所(注)	幸町 71	
鳥取市国府町総合支所	国府町宮下 1221	
鳥取市瀬戸町コミュニティセンター	瀬戸町瀬川 668	
鳥取市河原町総合支所	河原町渡一木 277	
鳥取市用瀬町総合支所	用瀬町用瀬 832	
鳥取市佐治町総合支所	佐治町加瀬水 2519-3	3月16日(土)～ 3月23日(土) 8:30～20:00
鳥取市気高町総合支所	気高町浜村 282-1	
鳥取市鹿野町総合支所	鹿野町鹿野 1517	
鳥取市青合町総合支所	青合町青合 667	
イオンモール鳥取北2階	晩稲 348	3月16日(土)～ 3月23日(土) 10:00～20:00 ※最終日のみ19時まで

※鳥取市役所の期日前投票所は本庁舎1階西エレベーター前に移転します。

(注)鳥取市役所およびイオン鳥取店の駐車場の利用ができます。

利用される方は無料処理をいたしますので駐車券をお持ちください。

※上記の期日前投票所でも投票ができます。

※鳥取市福祉文化会館では期日前投票はできません。

■不在者投票について

旅行や出張などのため、市外に滞在して鳥取市で投票できない方は、所在地の選挙管理委員会において不在者投票をすることができます。この場合、たまたちに不在者投票の請求手続きを行ってください。詳しくは鳥取市のホームページをご覧ください。

また、不在者投票施設を指定されている病院、老人ホームなどの施設に入院している方は、その施設で不在者投票をすることができます。詳しくはそれぞれの施設にお問い合わせください。

期日前投票宣誓書

※当日投票される方は記入不要です
私は選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みであることを誓います。
《事由》○仕事・学業・冠婚葬祭等、○投票区外への外出・旅行・滞在、
○病気・けが・出産等のため歩行困難、○交通至難の島等に滞在、
○住所移動のため、本市以外に居住、○天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

住所	鳥取市	生年月日	明・大 昭・平	年	月	日
氏名						

期日前投票宣誓書

※当日投票される方は記入不要です
私は選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みであることを誓います。
《事由》○仕事・学業・冠婚葬祭等、○投票区外への外出・旅行・滞在、
○病気・けが・出産等のため歩行困難、○交通至難の島等に滞在、
○住所移動のため、本市以外に居住、○天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

住所	鳥取市	生年月日	明・大 昭・平	年	月	日
氏名						

期日前投票宣誓書

※当日投票される方は記入不要です
私は選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みであることを誓います。
《事由》○仕事・学業・冠婚葬祭等、○投票区外への外出・旅行・滞在、
○病気・けが・出産等のため歩行困難、○交通至難の島等に滞在、
○住所移動のため、本市以外に居住、○天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

住所	鳥取市	生年月日	明・大 昭・平	年	月	日
氏名						

期日前投票宣誓書

※当日投票される方は記入不要です
私は選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みであることを誓います。
《事由》○仕事・学業・冠婚葬祭等、○投票区外への外出・旅行・滞在、
○病気・けが・出産等のため歩行困難、○交通至難の島等に滞在、
○住所移動のため、本市以外に居住、○天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

住所	鳥取市	生年月日	明・大 昭・平	年	月	日
氏名						

・期日前投票を利用される方は、滞在時間の短縮のため、入場券裏面の期日前投票宣誓書を記入の上、期日前投票所にお越しください。また、入場券裏面には入場制限等でお待たせすることがありますので、ご協力をお願いします。
*えんぴつまたはシャープペンシルを持参して投票用紙に記入することができます。

大切なお知らせです。
必ずご確認ください。

〇〇〇〇〇〇〇〇選挙
投票所 入場券
見本



矢印方向にゆっくり開いてください。
万が一濡れている場合は、十分に乾かしてからおはがしください。
(問い合わせ先) 鳥取市選挙管理委員会
〒680-8571
鳥取市幸町71番地 TEL (0857) 30-8477
鳥取市役所4階 FAX (0857) 20-3945

議案第3号

ポスター掲示場の各投票区の設置数について

令和6年3月24日執行予定の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙におけるポスター掲示場の設置数を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第111条第3項の規定に基づき、次のとおり定める。

令和6年2月19日

鳥取市選挙管理委員会
委員長 森山 慎一

ポスター掲示場の設置数 別紙のとおり

提案理由

公職選挙法第144条の2及び公職選挙法施行令第111条第3項の規定により、ポスター掲示場の設置数を定めるためである。

ポスター掲示場設置計画表

投票区名	選挙人名簿登録者数(人)	投票区の面積(k㎡)	法定の設置数(A)	設置計画の数(B)	増減△(B)-(A)	世帯数	集落数	ポスター掲示場の総数を減じようとする理由
1	1,775	0.51	7	5	△ 2	994	25	住宅密集地
2	3,183	3.10	7	6	△ 1	1,819	12	林野等の占める割合が大きい。
3	2,021	0.69	7	4	△ 3	1,119	14	住宅密集地
4	3,281	0.60	7	6	△ 1	1,843	11	住宅密集地
5	7,694	2.49	8	11	3	4,271	19	
6	6,660	6.33	9	9	0	3,564	11	
7	2,705	1.50	7	7	0	1,573	4	
8	2,551	0.84	7	6	△ 1	1,552	7	住宅密集地
9	3,237	1.31	7	6	△ 1	1,996	8	住宅密集地
10	2,303	1.37	7	3	△ 4	1,288	10	林野等の占める割合が大きい。住宅密集地。
11	1,991	1.59	7	5	△ 2	1,121	4	施設用地の占める割合が大きい。
12	5,577	1.72	8	7	△ 1	2,981	8	住宅密集地
13	2,041	1.53	7	5	△ 2	1,112	6	林野等の占める割合が大きい。住宅密集地。
14	1,222	8.05	9	5	△ 4	641	3	林野等の占める割合が大きい。
15	4,046	2.00	7	8	1	2,548	8	
16	6,848	1.47	8	9	1	3,677	7	
17	5,606	2.73	8	8	0	3,023	5	
18	3,035	7.78	8	9	1	1,559	11	
19	743	8.01	8	8	0	325	7	
20	1,631	5.72	8	10	2	815	8	
21	2,195	1.95	7	6	△ 1	1,122	6	施設用地、耕地の占める割合が大きい。
22	2,396	4.76	8	6	△ 2	1,316	11	施設用地、耕地の占める割合が大きい。
23	2,602	4.90	8	8	0	1,401	5	
24	2,164	15.40	9	15	6	1,098	12	
25	399	13.36	8	7	△ 1	178	3	林野等の占める割合が大きい。
26	167	10.03	8	1	△ 7	91	1	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
27	438	8.27	8	7	△ 1	209	6	林野等の占める割合が大きい。
28	117	8.45	8	2	△ 6	55	1	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
29	3,734	3.10	7	7	0	2,070	9	
30	2,605	7.44	8	8	0	1,345	5	
31	816	6.25	7	7	0	427	6	
32	709	15.43	8	9	1	331	5	
33	223	20.95	8	4	△ 4	109	2	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
34	5,655	5.68	9	8	△ 1	3,091	11	施設用地の占める割合が大きい。
35	4,906	5.09	8	9	1	3,007	10	
36	4,542	10.06	9	11	2	2,422	10	
37	1,549	19.37	9	13	4	780	12	
38	84	5.03	7	2	△ 5	43	2	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
39	6,276	2.72	8	8	0	3,355	12	
40	3,099	6.70	8	6	△ 2	1,484	5	林野等の占める割合が大きい。
41	3,724	1.83	7	5	△ 2	1,674	11	施設用地、林野等の占める割合が大きい。住宅密集地。
42	2,414	1.09	7	3	△ 4	1,276	3	施設用地、林野等の占める割合が大きい。住宅密集地。
50	2,073	0.97	7	5	△ 2	1,099	14	住宅密集地
51	1,717	2.36	7	4	△ 3	938	4	林野等の占める割合が大きい。
52	1,045	11.13	9	12	3	478	7	
53	1,311	17.89	9	11	2	610	11	
54	287	10.25	8	5	△ 3	134	6	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
55	64	6.71	7	2	△ 5	29	2	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
56	147	33.29	8	6	△ 2	87	9	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
57	68	10.45	8	2	△ 6	38	1	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
58	1,477	15.74	9	11	2	663	8	
59	533	5.70	7	4	△ 3	238	1	林野等の占める割合が大きい。
60	300	13.50	8	7	△ 1	144	5	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。

投票区名	選挙人名簿登録者数(人)	投票区の面積(k㎡)	法定の設置数(A)	設置計画の数(B)	増減△(B)-(A)	世帯数	集落数	ポスター掲示場の総数を減じようとする理由
61	2,032	10.50	9	10	1	939	8	
62	666	7.50	7	11	4	288	7	
63	1,006	9.00	9	7	△ 2	447	4	林野等の占める割合が大きい。
64	372	9.50	8	4	△ 4	153	3	林野等の占める割合が大きい。
65	499	6.00	7	4	△ 3	230	2	林野等の占める割合が大きい。
66	412	5.00	7	6	△ 1	183	4	林野等の占める割合が大きい。
67	196	10.00	8	4	△ 4	85	2	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
68	327	26.12	8	4	△ 4	154	3	林野等の占める割合が大きい。
69	1,008	4.82	8	7	△ 1	489	3	林野等の占める割合が大きい。
70	915	25.50	8	8	0	402	3	
71	735	30.93	8	13	5	338	7	
72	81	5.90	7	1	△ 6	36	1	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
73	40	14.45	8	1	△ 7	26	1	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
74	456	10.53	8	9	1	220	6	
75	347	9.29	8	8	0	161	2	
76	402	23.40	8	9	1	212	6	
77	108	31.63	8	3	△ 5	62	3	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
78	86	3.10	6	2	△ 4	42	1	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
79	84	1.94	5	1	△ 4	36	1	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
80	1,173	6.77	8	6	△ 2	553	5	林野等の占める割合が大きい。
81	405	4.74	7	3	△ 4	190	2	林野等の占める割合が大きい。
82	441	5.34	7	5	△ 2	179	5	林野等の占める割合が大きい。
83	507	2.04	6	3	△ 3	234	2	林野等の占める割合が大きい。
84	759	7.50	7	10	3	325	9	
85	2,564	2.61	7	9	2	1,272	6	
86	714	3.00	6	3	△ 3	348	5	林野等の占める割合が大きい。
87	343	2.31	6	2	△ 4	169	1	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
88	1,262	18.08	9	14	5	588	5	
89	1,332	6.17	8	11	3	678	6	
90	205	6.64	7	3	△ 4	96	2	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
91	148	21.88	8	4	△ 4	80	1	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
92	1,172	6.80	8	12	4	601	4	
93	768	1.50	5	6	1	373	1	
94	831	9.60	8	10	2	393	7	
95	72	2.60	6	2	△ 4	33	1	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
96	651	7.10	7	7	0	298	6	
97	376	19.23	8	5	△ 3	174	5	林野等の占める割合が大きい。
98	768	14.20	8	6	△ 2	360	4	林野等の占める割合が大きい。
99	64	6.90	7	1	△ 6	32	1	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
計	152,313	765.31	700	592	△ 108	80,642	549	

令和5年12月1日定時登録者数と世帯数、集落数

地域	投票区	投票区数	設置数	備考
鳥取	1 ～ 42	42	289	Aブロック…92、Bブロック…97、Cブロック…100
国府	50 ～ 57	8	47	
福部	58 ～ 60	3	22	
河原	61 ～ 68	8	50	
用瀬	69 ～ 73	5	30	
佐治	74 ～ 79	6	32	
気高	80 ～ 87	8	41	
鹿野	88 ～ 91	4	32	
青谷	92 ～ 99	8	49	
合計		92	592	

議案第4号

ポスター掲示場の設置場所について

令和6年3月24日執行予定の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のとおり定める。

令和6年2月19日

鳥取市選挙管理委員会
委員長 森山 慎一

ポスター掲示場の設置場所 別添のとおり

提案理由

公職選挙法第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場の設置場所を定めるためである。

鳥取県議会議員補欠選挙 ポスター掲示場設置場所一覧表

区	掲示番号	設置場所
1	1-1	江崎町
	1-2	上魚町
	1-3	本町一丁目
	1-4	戎町
	1-5	元町
2	2-1	西町二丁目
	2-2	東町二丁目
	2-3	東町三丁目
	2-4	西町一丁目
	2-5	湯所町二丁目
	2-6	丸山町
3	3-1	西町五丁目
	3-2	玄好町
	3-3	材木町
	3-4	二階町四丁目
4	4-1	南町
	4-2	寿町
	4-3	相生町一丁目
	4-4	相生町四丁目
	4-5	田園町一丁目
	4-6	寿町
5	5-1	田島
	5-2	松並町三丁目
	5-3	秋里
	5-4	松並町二丁目
	5-5	田園町三丁目
	5-6	田園町四丁目
	5-7	青葉町一丁目
	5-8	青葉町二丁目
	5-9	千代水一丁目
	5-10	南安長一丁目
	5-11	丸山町
6	6-1	江津
	6-2	浜坂二丁目
	6-3	浜坂一丁目
	6-4	浜坂三丁目
	6-5	浜坂六丁目
	6-6	浜坂六丁目
	6-7	浜坂八丁目
	6-8	浜坂東一丁目
	6-9	浜坂東一丁目
7	7-1	行徳三丁目
	7-2	行徳三丁目
	7-3	西品治
	7-4	西品治
	7-5	西品治
	7-6	西品治
	7-7	西品治

区	掲示番号	設置場所
8	8-1	瓦町
	8-2	幸町
	8-3	東品治町
	8-4	行徳一丁目
	8-5	行徳二丁目
	8-6	東品治町
	8-7	幸町
9	9-1	寺町
	9-2	弥生町
	9-3	永楽温泉町
	9-4	吉方温泉三丁目
	9-5	吉方温泉一丁目
	9-6	吉方温泉三丁目
10	10-1	上町
	10-2	吉方町一丁目
	10-3	立川町二丁目
11	11-1	吉方温泉四丁目
	11-2	吉方温泉四丁目
	11-3	南吉方三丁目
	11-4	立川町五丁目
	11-5	立川町五丁目
12	12-1	岩倉
	12-2	岩倉
	12-3	卯垣四丁目
	12-4	立川町六丁目
	12-5	立川町六丁目
	12-6	立川町七丁目
	12-7	東今在家
13	13-1	卯垣一丁目
	13-2	卯垣二丁目
	13-3	立川町四丁目
	13-4	卯垣二丁目
	13-5	卯垣五丁目
14	14-1	百谷
	14-2	滝山
	14-3	滝山
	14-4	滝山
	14-5	小西谷
15	15-1	南吉方一丁目
	15-2	富安一丁目
	15-3	富安二丁目
	15-4	富安二丁目
	15-5	天神町
	15-6	興南町
	15-7	扇町

令和6年3月24日執行

鳥取県議会議員補欠選挙 ポスター掲示場設置場所一覧表

区	掲示番号	設置場所
16	16-1	古市
	16-2	吉成
	16-3	吉成
	16-4	大覚寺
	16-5	大覚寺
	16-6	大覚寺
	16-7	吉成一丁目
	16-8	吉成
	16-9	吉成一丁目
17	17-1	雲山
	17-2	雲山
	17-3	雲山
	17-4	雲山
	17-5	大杣
	17-6	面影二丁目
	17-7	大杣
	17-8	面影一丁目
18	18-1	杉崎
	18-2	津ノ井
	18-3	桂木
	18-4	桂木
	18-5	船木
	18-6	広岡
	18-7	香取
	18-8	紙子谷
	18-9	祢宜谷
19	19-1	東大路
	19-2	中大路
	19-3	西大路
	19-4	久末
	19-5	美和
	19-6	古郡家
	19-7	古郡家
	19-8	越路
20	20-1	円通寺
	20-2	円通寺
	20-3	西円通寺
	20-4	八坂
	20-5	八坂
	20-6	橋本
	20-7	馬場
	20-8	国安
	20-9	国安
	20-10	蔵田

区	掲示番号	設置場所
21	21-1	賀露町北三丁目
	21-2	賀露町西四丁目
	21-3	賀露町北四丁目
	21-4	賀露町北四丁目
	21-5	賀露町北四丁目
22	22-1	賀露町南一丁目
	22-2	賀露町南二丁目
	22-3	賀露町南四丁目
	22-4	賀露町南六丁目
	22-5	晩稲
	22-6	南隈
23	23-1	野寺
	23-2	服部
	23-3	菖蒲
	23-4	古海
	23-5	古海
	23-6	古海
	23-7	古海
	23-8	緑ヶ丘一丁目
24	24-1	向国安
	24-2	竹生
	24-3	上味野
	24-4	朝月
	24-5	下味野
	24-6	源太
	24-7	下味野
	24-8	下味野
	24-9	赤子田
	24-10	長谷
	24-11	倭文
	24-12	倭文
	24-13	玉津
	24-14	横枕
	24-15	猪子
25	25-1	上砂見
	25-2	中砂見
	25-3	中砂見
	25-4	中砂見
	25-5	下砂見
	25-6	下砂見
	25-7	下砂見
26	26-1	岩坪

令和6年3月24日執行

鳥取県議会議員補欠選挙 ポスター掲示場設置場所一覧表

区	掲示番号	設置場所
27	27-1	本高
	27-2	北村
	27-3	西今在家
	27-4	篠坂
	27-5	中村
	27-6	中村
	27-7	有富
28	28-1	高路
	28-2	高路
29	29-1	徳尾
	29-2	徳尾
	29-3	岩吉
	29-4	里仁
	29-5	里仁
	29-6	徳吉
	29-7	緑ヶ丘三丁目
30	30-1	足山
	30-2	布勢
	30-3	桂見
	30-4	桂見
	30-5	桂見
	30-6	高住
	30-7	高住
	30-8	良田
31	31-1	下段
	31-2	大塚
	31-3	野坂
	31-4	宮谷
	31-5	嶋
	31-6	大楠
	31-7	大楠
32	32-1	上原
	32-2	上原
	32-3	上原
	32-4	尾崎
	32-5	松上
	32-6	松上
	32-7	松上
	32-8	細見
	32-9	細見
33	33-1	河内
	33-2	河内
	33-3	槇原
	33-4	槇原

区	掲示番号	設置場所
34	34-1	湖山町東一丁目
	34-2	湖山町南二丁目
	34-3	湖山町南一丁目
	34-4	湖山町南二丁目
	34-5	湖山町南三丁目
	34-6	湖山町北一丁目
	34-7	湖山町北一丁目
	34-8	湖山町北六丁目
35	35-1	湖山町西一丁目
	35-2	湖山町西一丁目
	35-3	湖山町西二丁目
	35-4	湖山町西三丁目
	35-5	湖山町南五丁目
	35-6	湖山町北二丁目
	35-7	湖山町北三丁目
	35-8	湖山町北四丁目
	35-9	湖山町北四丁目
36	36-1	伏野
	36-2	伏野
	36-3	伏野
	36-4	三津
	36-5	美萩野一丁目
	36-6	美萩野二丁目
	36-7	美萩野三丁目
	36-8	美萩野五丁目
	36-9	白兔
	36-10	小沢見
	36-11	内海中
37	37-1	御熊
	37-2	松原
	37-3	大畑
	37-4	大畑
	37-5	金沢
	37-6	福井
	37-7	福井
	37-8	吉岡温泉町
	37-9	妙徳寺
	37-10	洞谷
	37-11	瀬田蔵
	37-12	長柄
	37-13	三山口
38	38-1	双六原
	38-2	矢矯

鳥取県議会議員補欠選挙 ポスター掲示場設置場所一覧表

区	掲示番号	設置場所
39	39-1	吉成
	39-2	宮長
	39-3	的場
	39-4	叶
	39-5	数津
	39-6	叶一丁目
	39-7	吉成南町二丁目
	39-8	的場二丁目
40	40-1	覚寺
	40-2	円護寺
	40-3	北園一丁目
	40-4	北園二丁目
	40-5	北園二丁目
	40-6	山城町
41	41-1	若葉台南一丁目
	41-2	若葉台南二丁目
	41-3	若葉台南六丁目
	41-4	若葉台南三丁目
	41-5	若葉台北二丁目
	41-6	若葉台北一丁目
42	42-1	正蓮寺
	42-2	桜谷
	42-3	桜谷
50	50-1	国府町新通り二丁目
	50-2	国府町新通り二丁目
	50-3	国府町新町二丁目
	50-4	国府町稲葉丘三丁目
	50-5	国府町稲葉丘二丁目
51	51-1	国府町奥谷二丁目
	51-2	国府町宮下
	51-3	国府町町屋(中郷)
	51-4	国府町宮下
52	52-1	国府町町屋
	52-2	国府町町屋
	52-3	国府町庁
	52-4	国府町国分寺
	52-5	国府町国分寺
	52-6	国府町三代寺
	52-7	国府町法花寺
	52-8	国府町法花寺
	52-9	国府町町屋
	52-10	国府町広西
	52-11	国府町広西
	52-12	国府町美歎

区	掲示番号	設置場所
53	53-1	国府町麻生
	53-2	国府町麻生
	53-3	国府町高岡
	53-4	国府町玉鉾
	53-5	国府町糸谷
	53-6	国府町糸谷
	53-7	国府町谷
	53-8	国府町岡益
	53-9	国府町清水
	53-10	国府町神垣
	53-11	国府町山根
54	54-1	国府町新井
	54-2	国府町吉野
	54-3	国府町中河原
	54-4	国府町山崎
	54-5	国府町神護
55	55-1	国府町荒舟
	55-2	国府町上荒舟
56	56-1	国府町楠城
	56-2	国府町栃本
	56-3	国府町下木原
	56-4	国府町石井谷
	56-5	国府町大石
	56-6	国府町雨滝
57	57-1	国府町上地
	57-2	国府町上地
58	58-1	福部町海士
	58-2	福部町海士
	58-3	福部町海士
	58-4	福部町細川
	58-5	福部町岩戸
	58-6	福部町細川
	58-7	福部町細川
	58-8	福部町高江
	58-9	福部町栗谷
	58-10	福部町箭溪
	58-11	福部町八重原
59	59-1	福部町湯山
	59-2	福部町湯山
	59-3	福部町湯山
	59-4	福部町湯山
60	60-1	福部町南田
	60-2	福部町蔵見
	60-3	福部町中
	60-4	福部町久志羅
	60-5	福部町左近
	60-6	福部町左近
	60-7	福部町久志羅

鳥取県議会議員補欠選挙 ポスター掲示場設置場所一覧表

区	掲示番号	設置場所
61	61-1	河原町河原
	61-2	河原町河原
	61-3	河原町袋河原
	61-4	河原町布袋
	61-5	河原町稲常
	61-6	河原町渡一木
	61-7	河原町渡一木
	61-8	河原町谷一木
	61-9	河原町長瀬
	61-10	河原町鮎ヶ丘
62	62-1	河原町片山
	62-2	河原町徳吉
	62-3	河原町徳吉
	62-4	河原町今在家
	62-5	河原町山手
	62-6	河原町山手
	62-7	河原町郷原
	62-8	河原町山手
	62-9	河原町三谷
	62-10	河原町高福
	62-11	河原町高福
63	63-1	河原町釜口
	63-2	河原町釜口
	63-3	河原町和奈見
	63-4	河原町八日市
	63-5	河原町佐貫
	63-6	河原町佐貫
	63-7	河原町佐貫
64	64-1	河原町水根
	64-2	河原町山上
	64-3	河原町小倉
	64-4	河原町小倉
65	65-1	河原町天神原
	65-2	河原町曳田
	65-3	河原町曳田
	65-4	河原町曳田
66	66-1	河原町中井
	66-2	河原町中井
	66-3	河原町本鹿
	66-4	河原町本鹿
	66-5	河原町牛戸
	66-6	河原町湯谷
67	67-1	河原町小河内
	67-2	河原町小河内
	67-3	河原町神馬
	67-4	河原町神馬

区	掲示番号	設置場所
68	68-1	河原町弓河内
	68-2	河原町小畑
	68-3	河原町北村
	68-4	河原町北村
69	69-1	用瀬町用瀬
	69-2	用瀬町用瀬
	69-3	用瀬町用瀬
	69-4	用瀬町用瀬
	69-5	用瀬町用瀬
	69-6	用瀬町別府
	69-7	用瀬町古用瀬
70	70-1	用瀬町鷹狩
	70-2	用瀬町鷹狩
	70-3	用瀬町美成
	70-4	用瀬町鷹狩
	70-5	用瀬町赤波
	70-6	用瀬町赤波
	70-7	用瀬町赤波
	70-8	用瀬町赤波
71	71-1	用瀬町古用瀬
	71-2	用瀬町家奥
	71-3	用瀬町金屋
	71-4	用瀬町樟原
	71-5	用瀬町宮原
	71-6	用瀬町宮原
	71-7	用瀬町川中
	71-8	用瀬町安蔵
	71-9	用瀬町川中
	71-10	用瀬町安蔵
	71-11	用瀬町安蔵
	71-12	用瀬町安蔵
	71-13	用瀬町安蔵
72	72-1	用瀬町屋住
73	73-1	用瀬町江波
74	74-1	佐治町小原
	74-2	佐治町葛谷
	74-3	佐治町刈地
	74-4	佐治町葛谷
	74-5	佐治町葛谷
	74-6	佐治町大井
	74-7	佐治町古市
	74-8	佐治町大井
	74-9	佐治町森坪

区	掲示番号	設置場所
75	75-1	佐治町加瀬木
	75-2	佐治町加瀬木
	75-3	佐治町加瀬木
	75-4	佐治町高山
	75-5	佐治町高山
	75-6	佐治町高山
	75-7	佐治町高山
	75-8	佐治町高山
76	76-1	佐治町福園
	76-2	佐治町加茂
	76-3	佐治町加茂
	76-4	佐治町加茂
	76-5	佐治町加茂
	76-6	佐治町畑
	76-7	佐治町つく谷
	76-8	佐治町余戸
	76-9	佐治町河本
77	77-1	佐治町尾際
	77-2	佐治町中
	77-3	佐治町栃原
78	78-1	佐治町津無
	78-2	佐治町津無
79	79-1	佐治町津野
80	80-1	気高町常松
	80-2	気高町富吉
	80-3	気高町宝木
	80-4	気高町酒津
	80-5	気高町奥沢見
	80-6	気高町奥沢見
81	81-1	気高町上光
	81-2	気高町下光元
	81-3	気高町下光元
82	82-1	気高町宿
	82-2	気高町土居
	82-3	気高町重高
	82-4	気高町二本木
	82-5	気高町下坂本
83	83-1	気高町下坂本
	83-2	気高町下坂本
	83-3	気高町日光
84	84-1	気高町殿
	84-2	気高町飯里
	84-3	気高町下石
	84-4	気高町上原
	84-5	気高町山宮
	84-6	気高町山宮
	84-7	気高町睦逢
	84-8	気高町会下
	84-9	気高町郡家
	84-10	気高町高江

区	掲示番号	設置場所
85	85-1	気高町浜村
	85-2	気高町浜村
	85-3	気高町勝見
	85-4	気高町北浜三丁目
	85-5	気高町北浜二丁目
	85-6	気高町北浜二丁目
	85-7	気高町勝見
	85-8	気高町北浜三丁目
	85-9	気高町勝見
86	86-1	気高町八幡
	86-2	気高町下原
	86-3	気高町八束水
87	87-1	気高町八束水
	87-2	気高町八束水
88	88-1	鹿野町閉野
	88-2	鹿野町水谷
	88-3	鹿野町鹿野
	88-4	鹿野町鹿野
	88-5	鹿野町鹿野
	88-6	鹿野町鹿野
	88-7	鹿野町鹿野
	88-8	鹿野町鹿野
	88-9	鹿野町鹿野
	88-10	鹿野町鹿野
	88-11	鹿野町鹿野
	88-12	鹿野町鹿野
	88-13	鹿野町未用
	88-14	鹿野町未用
89	89-1	鹿野町今市
	89-2	鹿野町今市
	89-3	鹿野町今市
	89-4	鹿野町今市
	89-5	鹿野町今市
	89-6	鹿野町今市
	89-7	鹿野町宮方
	89-8	鹿野町中園
	89-9	鹿野町岡木
	89-10	鹿野町乙亥正
	89-11	鹿野町乙亥正
90	90-1	鹿野町小別所
	90-2	鹿野町鷺峰
	90-3	鹿野町鷺峰
91	91-1	鹿野町河内
	91-2	鹿野町河内
	91-3	鹿野町河内
	91-4	鹿野町河内

令和6年3月24日執行

鳥取県議会議員補欠選挙 ポスター掲示場設置場所一覧表

区	掲示番号	設置場所
92	92-1	青谷町青谷
	92-2	青谷町青谷
	92-3	青谷町青谷
	92-4	青谷町青谷
	92-5	青谷町青谷
	92-6	青谷町青谷
	92-7	青谷町青谷
	92-8	青谷町青谷
	92-9	青谷町青谷
	92-10	青谷町青谷
	92-11	青谷町井手
	92-12	青谷町長和瀬
93	93-1	青谷町青谷
	93-2	青谷町青谷
	93-3	青谷町青谷
	93-4	青谷町青谷
	93-5	青谷町青谷
	93-6	青谷町青谷
94	94-1	青谷町露谷
	94-2	青谷町露谷
	94-3	青谷町吉川
	94-4	青谷町栄町
	94-5	青谷町亀尻
	94-6	青谷町亀尻
	94-7	青谷町山田
	94-8	青谷町北河原
	94-9	青谷町北河原
	94-10	青谷町鳴滝
95	95-1	青谷町絹見
	95-2	青谷町絹見
96	96-1	青谷町善田
	96-2	青谷町善田
	96-3	青谷町養郷
	96-4	青谷町奥崎
	96-5	青谷町大坪
	96-6	青谷町蔵内
	96-7	青谷町蔵内
97	97-1	青谷町田原谷
	97-2	青谷町紙屋
	97-3	青谷町楠根
	97-4	青谷町澄水
	97-5	青谷町桑原
98	98-1	青谷町山根
	98-2	青谷町早牛
	98-3	青谷町山根
	98-4	青谷町河原
	98-5	青谷町河原
	98-6	青谷町小畑
99	99-1	青谷町八葉寺

区	掲示番号	設置場所
---	------	------

議案第5号

投票所を設ける場所について

令和6年3月24日執行予定の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における各投票区の投票所を設ける場所を次のとおり定める。

令和6年2月19日

鳥取市選挙管理委員会
委員長 森山 慎一

投票所を設ける場所 別紙のとおり

提案理由

公職選挙法第39条の規定により、各投票区の投票所を設ける場所を定めるためである。

投票所を設ける場所

投票区	投票所を設ける場所		投票区	投票所を設ける場所	
1	鳥取市立遷喬小学校	鳥取市本町一丁目108-1	50	鳥取市立あおば地区公民館	鳥取市国府町新町二丁目246-4
2	久松会館	鳥取市東町三丁目371-2	51	鳥取市立宮下地区公民館	鳥取市国府町宮下1012
3	鳥取市立醇風小学校体育館	鳥取市西町五丁目353	52	鳥取市国府町コミュニティセンター	鳥取市国府町庁380
4	鳥取市立西中学校体育館	鳥取市寿町907	53	鳥取市立谷地区公民館	鳥取市国府町糸谷15-1
5	鳥取市立城北小学校体育館	鳥取市田園町四丁目324	54	鳥取市立成器地区公民館	鳥取市国府町中河原68-5
6	鳥取市立浜坂地区公民館	鳥取市浜坂四丁目11-21	55	山のめぐみ館	鳥取市国府町荒舟41
7	鳥取市立富桑小学校体育館	鳥取市西品治134	56	鳥取市立大茅地区公民館	鳥取市国府町橋本471-3
8	鳥取市立明德小学校体育館	鳥取市行徳一丁目201-3	57	扇の里交流館	鳥取市国府町上地346
9	鳥取市立日進小学校体育館	鳥取市吉方温泉一丁目131	58	鳥取市福部町コミュニティセンター	鳥取市福部町細川668
10	鳥取市山の手体育館	鳥取市吉方町一丁目201	59	山湯山農業センター	鳥取市福部町湯山680-7
11	鳥取市立修立小学校体育館	鳥取市立川町五丁目339	60	福部町久志羅公民館	鳥取市福部町久志羅239
12	鳥取市立東中学校体育館	鳥取市立川町六丁目164	61	鳥取市河原町総合支所	鳥取市河原町渡一木277
13	鳥取市立稲葉山小学校体育館	鳥取市卯垣二丁目657	62	鳥取市立国英地区公民館	鳥取市河原町山手459-1
14	東デイサービスセンター	鳥取市滝山374-1	63	鳥取市立散岐小学校体育館	鳥取市河原町佐貫761-5
15	鳥取市立南中学校体育館	鳥取市興南町91	64	水根公会堂	鳥取市河原町水根258-2
16	鳥取市立美保小学校体育館	鳥取市吉成一丁目10-25	65	鳥取市河原町総合体育館	鳥取市河原町曳田20-1
17	鳥取市立面影小学校体育館	鳥取市雲山42	66	鳥取市立西郷地区公民館	鳥取市河原町牛戸15-1
18	鳥取市立津ノ井小学校体育館	鳥取市桂木238-1	67	小河内公民館	鳥取市河原町小河内204-1
19	鳥取市米里体育館	鳥取市古郡家81-4	68	北村公民館	鳥取市河原町北村176
20	鳥取市倉田体育館	鳥取市八坂49-1	69	用瀬町民会館	鳥取市用瀬町別府34-7
21	鳥取県漁業協同組合	鳥取市賀露町西四丁目1806	70	鳥取市立大村地区公民館	鳥取市用瀬町鷹狩3-12
22	賀露町七区公民館	鳥取市賀露町南四丁目8-2	71	鳥取市立社地区公民館	鳥取市用瀬町宮原88-1
23	鳥取市立大正小学校体育館	鳥取市古海291-3	72	用瀬町屋住多目的集会所	鳥取市用瀬町屋住874
24	鳥取市立美德地区公民館	鳥取市朝月22	73	用瀬町江波多目的集会所	鳥取市用瀬町江波654
25	鳥取市立神戸地区公民館	鳥取市下砂見752-1	74	鳥取市佐治町地域活性化センター	鳥取市佐治町古市162-2
26	岩坪生活改善センター	鳥取市岩坪1368-1	75	プラザ佐治記念ホール	鳥取市佐治町加瀬木2519-3
27	鳥取市立東郷地区公民館	鳥取市西今在家207	76	佐治町西佐治会館	鳥取市佐治町加茂1547
28	高路公民館	鳥取市高路423	77	佐治町山王ふれあい会館	鳥取市佐治町尾際677
29	鳥取市立世紀小学校体育館	鳥取市徳尾407	78	佐治町津無生活改善センター	鳥取市佐治町津無246
30	鳥取市立松保地区公民館	鳥取市布勢543-3	79	佐治町津野ふれあいの館	鳥取市佐治町津野970
31	鳥取市立豊実地区公民館	鳥取市野坂950	80	鳥取市立宝木地区公民館	鳥取市気高町宝木904
32	上原多目的集施設	鳥取市上原82-1	81	鳥取市気高人権福祉センター	鳥取市気高町下光元478-3
33	河内生活改善センター	鳥取市河内499	82	鳥取市立瑞穂地区公民館	鳥取市気高町下坂本48-4
34	鳥取市立湖山小学校体育館	鳥取市湖山町南一丁目656	83	鳥取市営住宅宅口団地集会所	鳥取市気高町下坂本1043-5
35	鳥取市国際交流プラザ	鳥取市湖山町西一丁目512	84	鳥取市立逢坂地区公民館	鳥取市気高町山宮637-4
36	鳥取市立末恒小学校体育館	鳥取市伏野2256-61	85	鳥取市気高町総合支所	鳥取市気高町浜村282-1
37	鳥取市立湖南学園体育館	鳥取市六反田1-5	86	鳥取市立浜村小学校体育館	鳥取市気高町八幡382-3
38	矢矯公民館	鳥取市矢矯85	87	船磯公民館	鳥取市気高町八束水2706-6
39	鳥取市立美保南小学校体育館	鳥取市宮長200-1	88	鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンター	鳥取市鹿野町鹿野342
40	鳥取市立中ノ郷小学校体育館	鳥取市円護寺268	89	鳥取市立勝谷地区公民館	鳥取市鹿野町宮方147-1
41	鳥取市若葉台体育館	鳥取市若葉台南二丁目16-1	90	鳥取市立小鷲河地区公民館	鳥取市鹿野町小別所351-3
42	鳥取市立桜ヶ丘中学校体育館	鳥取市桜谷227	91	鹿野町河内生活改善センター	鳥取市鹿野町河内2711-11
			92	鳥取市立青谷地区公民館	鳥取市青谷町青谷4082-1
			93	鳥取市立青谷小学校	鳥取市青谷町青谷3459
			94	鳥取市立中郷地区公民館	鳥取市青谷町亀尻257
			95	絹見公民館	鳥取市青谷町絹見136-1
			96	鳥取市立日置谷地区公民館	鳥取市青谷町奥崎384-1
			97	鳥取市立勝部地区公民館	鳥取市青谷町紙屋110
			98	鳥取市立日置地区公民館	鳥取市青谷町山根218
			99	八葉寺公民館	鳥取市青谷町八葉寺209-2

議案第6号

投票所を閉じる時刻の繰り上げについて

令和6年3月24日執行予定の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙において投票所の閉じる時刻を次のとおり繰り上げすることを定める。

令和6年2月19日

鳥取市選挙管理委員会
委員長 森山 慎一

投票区	繰り上げ の時間	備考	投票区	繰り上げ の時間	備考	投票区	繰り上げ の時間	備考
26	1時間	鳥取地域	72	1時間	用瀬地域	86	1時間	気高地域
33	1時間	鳥取地域	73	1時間	用瀬地域	87	1時間	気高地域
38	1時間	鳥取地域	74	1時間	佐治地域	88	1時間	鹿野地域
54	1時間	国府地域	75	1時間	佐治地域	89	1時間	鹿野地域
55	1時間	国府地域	76	1時間	佐治地域	90	1時間	鹿野地域
56	1時間	国府地域	77	1時間	佐治地域	91	1時間	鹿野地域
57	1時間	国府地域	78	1時間	佐治地域	92	1時間	青谷地域
64	1時間	河原地域	79	1時間	佐治地域	93	1時間	青谷地域
66	1時間	河原地域	80	1時間	気高地域	94	1時間	青谷地域
67	1時間	河原地域	81	1時間	気高地域	95	1時間	青谷地域
68	1時間	河原地域	82	1時間	気高地域	96	1時間	青谷地域
69	1時間	用瀬地域	83	1時間	気高地域	97	1時間	青谷地域
70	1時間	用瀬地域	84	1時間	気高地域	98	1時間	青谷地域
71	1時間	用瀬地域	85	1時間	気高地域	99	1時間	青谷地域

提案理由

公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により、投票所の閉じる時刻を繰り上げることを定めるためである。

議案第7号

期日前投票所を設ける場所について

令和6年3月24日執行予定の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における期日前投票所を次のとおり定める。

令和6年2月19日

鳥取市選挙管理委員会
委員長 森山 慎一

期日前投票所を設ける期間及び場所

令和6年3月16日～同年3月23日

期日前投票所名	場 所	
鳥取市期日前投票所	鳥取市幸町7-1	鳥取市役所
国府町期日前投票所	鳥取市国府町宮下1221	鳥取市国府町総合支所
福部町期日前投票所	鳥取市福部町細川668	鳥取市福部町コミュニティセンター
河原町期日前投票所	鳥取市河原町渡一木277	鳥取市河原町総合支所
用瀬町期日前投票所	鳥取市用瀬町用瀬832	鳥取市用瀬町総合支所
佐治町期日前投票所	鳥取市佐治町加瀬木2519-3	鳥取市佐治町総合支所
気高町期日前投票所	鳥取市気高町浜村282-1	鳥取市気高町総合支所
鹿野町期日前投票所	鳥取市鹿野町鹿野1517	鳥取市鹿野町総合支所
青谷町期日前投票所	鳥取市青谷町青谷667	鳥取市青谷町総合支所
イオンモール鳥取北期日前投票所	鳥取市晩稲348	イオンモール鳥取北

提案理由

公職選挙法第48条の2第6項で読み替えて準用する同法第39条の規定により、期日前投票所を定めるためである。

議案第 8 号

期日前投票所を開く時刻の繰り下げ及び閉じる時刻の繰り上げについて

令和 6 年 3 月 2 4 日執行予定の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙において投票所を開ける時刻の繰り下げ及び閉じる時刻の繰り上げについて次のとおり定める。

令和 6 年 2 月 1 9 日

鳥取市選挙管理委員会
委員長 森山 慎一

期日前投票所名	施設の名称	設置期間	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
イオンモール鳥取北期日前投票所	イオンモール鳥取北	3月16日 ～3月23日	午前10時	午後8時 (3月23日のみ 午後7時)

提案理由

公職選挙法第 4 8 条の 2 第 6 項の規定により準用する公職選挙法第 4 0 条第 1 項ただし書の規定により、期日前投票所を開く時刻の繰り下げ及び閉じる時刻の繰り上げを定めるためである。

議案第9号

不在者投票事務取扱場所について

令和6年3月24日執行予定の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における不在者投票事務取扱場所を次のとおり定める。

令和6年2月19日

鳥取市選挙管理委員会
委員長 森山 慎一

不在者投票事務取扱場所及び期間

令和6年3月16日～同年3月23日

不在者投票事務取扱場所	
鳥取市幸町7-1	鳥取市役所
鳥取市国府町宮下1221	鳥取市国府町総合支所
鳥取市福部町細川668	鳥取市福部町総合支所
鳥取市河原町渡一木277	鳥取市河原町総合支所
鳥取市用瀬町用瀬832	鳥取市用瀬町総合支所
鳥取市佐治町加瀬木2519-3	鳥取市佐治町総合支所
鳥取市気高町浜村282-1	鳥取市気高町総合支所
鳥取市鹿野町鹿野1517	鳥取市鹿野町総合支所
鳥取市青谷町青谷667	鳥取市青谷町総合支所

提案理由

公職選挙法による選挙事務規程第24条第1項の規定により、不在者投票事務取扱場所を定めるためである。

議案第10号

氏名等の掲示の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和6年3月24日執行予定の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における候補者の氏名等の掲示の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和6年2月19日

鳥取市選挙管理委員会
委員長 森山 慎一

1 場 所 鳥取市幸町71番地
鳥取市選挙管理委員会事務局

2 日 時

選挙名	公職選挙法第175条第3項本文の規定によるくじ	公職選挙法第175条第3項ただし書の規定によるくじ
鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙	令和6年3月15日(金) 午後5時15分	令和6年3月21日(木) 午後5時15分

提案理由

公職選挙法第175条第3項の規定により、候補者の氏名等の掲示の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を定めるためである。

議案第 11 号

開票を行う場所及び日時について

令和 6 年 3 月 24 日執行予定の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における開票を行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和 6 年 2 月 19 日

鳥取市選挙管理委員会
委員長 森山 慎一

場 所	日 時
鳥取市吉成 3 丁目 鳥取市民体育館	令和 6 年 3 月 24 日 午後 9 時

提案理由

公職選挙法第 64 条の規定により、開票を行う場所及び日時を定めるためである。

議案第12号

開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時について

令和6年3月24日執行予定の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙において候補者から届出のあった開票立会人について、開票立会人となるべき者が10人を超えるとき、又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る開票立会人となるべき者が3人以上ある場合のくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和6年2月19日

鳥取市選挙管理委員会
委員長 森山 慎一

- 1 場 所 鳥取市幸町71番地
鳥取市選挙管理委員会事務局
- 2 日 時 令和6年3月21日（木）午後5時5分

提案理由

公職選挙法第62条第6項の規定により、開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を定めるためである。